

令和2年度決算公告

# 決算報告書

(第42期)

自 令和2年4月1日  
至 令和3年3月31日

広島県福山市沖野上町三丁目6番28号

社会医療法人祥和会

電話 (084)931-8660 [法人代表]

様式 3-1

法人名 社会医療法人祥和会  
 所在地 福山市沖野上町三丁目6番28号

貸 借 対 照 表  
 (令和 3年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	4,946,038	I 流動負債	1,365,378
現金及び預金	3,260,114	買掛金	367,659
事業未収金	993,029	1年内返済の長期借入金	438,905
有価証券	130,802	未払金	225,174
たな卸資産	61,953	未払法人税等	71
前払費用	4,710	未払消費税等	3,108
短期貸付金	11,021	預り金	64,003
その他の流動資産	489,044	賞与引当金	266,084
貸倒引当金	△ 4,633	その他の流動負債	373
II 固定資産	6,384,840	II 固定負債	1,283,010
1 有形固定資産	5,274,151	長期借入金	1,042,826
建物	3,232,748	長期未払金	364
構築物	64,720	医師退職給付引当金	167,138
医療用器械備品	217,152	役員退任慰労引当金	72,682
その他の器械備品	78,429		
車両及び船舶	2,221		
放射性同位元素	0		
土地	1,593,002		
リース資産	359		
建設仮勘定	85,520		
2 無形固定資産	22,220		
ソフトウェア	16,013	負債合計	2,648,388
無形リース資産	0		
その他の無形固定資産	6,207		
3 その他の資産	1,088,469		
投資有価証券	799,933	I 積立金	8,631,560
保険積立金	186,014	設立等積立金	823,042
長期貸付金	12,620	繰越利益積立金	7,808,518
長期前払費用	6,633	III 評価・換算差額等	50,930
敷金・保証金	11,160	その他有価証券評価差額金	50,930
その他投資等	72,108		
		純資産合計	8,682,490
資産合計	11,330,878	負債・純資産合計	11,330,878

様式4-1

法人名 社会医療法人祥和会  
所在地 福山市沖野上町三丁目6番28号

損 益 計 算 書  
(自 令和2年 4月 1日 至 令和3年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		6,045,438
2 事業費用		5,934,843
本来業務事業利益		110,594
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		265,374
2 事業費用		290,006
附帯業務事業利益損失		△ 24,632
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		85,963
II 事業外収益		
受取利息	7,218	
有価証券運用益	227,891	
その他の事業外収益	56,860	291,969
III 事業外費用		
支払利息	5,856	
その他の事業外費用	5,638	11,494
経常利益		366,437
IV 特別利益		
固定資産売却益	1,475	
その他の特別利益	20,000	21,475
V 特別損失		
固定資産売却却損	8,499	
その他の特別損失	6,731	15,231
税引前当期純利益		372,681
法人税・住民税及び事業税	71	71
法人税等調整額		
当期純利益		372,610

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ・ 其他有価証券

時価のあるもの：決算日末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法により算定しております)

##### ・ 時価のないもの：移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ

決算日末日の時価によっております。

#### (3) たな卸資産

医薬品、診療材料、給食材料及び貯蔵品については最終仕入原価法に基づく原価法(貸借対照表価額に収益性低下がみられる場合、簿価切下げ)によっております。

### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備並びに構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

- ・ 建物 8年～39年
- ・ 構築物 10年～20年
- ・ 医療用器械備品 5年～10年
- ・ その他器械備品 3年～18年
- ・ 車両運搬具 2年～6年
- ・ 放射性同位元素 6年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、法人利用のソフトウェアについては、法人における利用可能期間(5年)に基づいております。

### (3) リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。

## 3. 重要な引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、事業未収金について、滞留期間に応じて貸倒繰入率を合理的に見積り計上しております。

### (2) 賞与引当金

職員に対し支給する賞与の支出に備えるため、当会計年度の負担する支給見込額に基づき計上しております。

### (3) 退職金制度に係る引当金

#### ①職員の退職金制度

職員の退職給付に備えるため、確定拠出金制度による企業型年金契約を締結しており、毎事業年度、事業主掛金を拠出しており、退職給付引当金の計上はありません。

#### ②医師の退職金制度

医師の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を医師退職給付引当金として計上しております。

#### ③役員退任慰労金制度

役員への退任慰労金の支払に備えるため役員退職金・弔慰金・功労金支給規程に基づく期末要支給額を役員退任慰労引当金として計上しております。

## 4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等については、繰延消費税額等として資産計上し、そのうちの法人税法（昭和40年法律第34号）における損金算入限度額を事業費用として計上しています。

## 5. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成にあたっては、貸借対照表上の資産、負債の計上額、および損益計算書上の収益、費用の計上額に影響を与える見積り、判断及び仮定を使用する必要があります。過去の実績や状況を踏まえ合理的と考えられるさまざまな要因に基づき、継続的に見積り、判断及び仮定をおいておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

新型コロナウイルス感染症拡大により世界各国で非常事態宣言が発令され、グローバルの経済活動は大きく停滞しております。日本においてもワクチン接種がはじまってはいるものの新型コロナウイルス感染症の当法人の行う通常医療に与える影響が今後も一定期間継続するとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。以下に当法人の計算書類に重要な影響を与えるリスクに着目して記載しております。

### (1) 固定資産の評価

当事業年度において評価損を計上した固定資産はありません。

固定資産の時価が著しく低くなった場合には、回復の見込みがあると認められる場合を除き、原則として時価をもって貸借対照表価額としております。ただし、使用価値が時価を超える場合には、帳簿価額を超えない限り使用価値をもって貸借対照表価額としております。なお、時価及び使用価値の算定に際して用いられる将来キャッシュ・フローは、経済環境などの外部要因に関する情報や当法人が用いている内部の情報に基づき、合理的な仮定を置いて計算しております。

前提とした条件や仮定が将来の不確実な経済環境の変動によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度以降において見積りと異なった場合、固定資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

## 6. その他貸借対照表等を作成するための基本となる重要な事項

### (1) 補助金等の会計処理方法

厚生労働省から発熱外来診療体制確保支援補助金、広島県から新型コロナ緊急包括支援交付金、福山市から病院群輪番制運営費補助金、広島県から女性医師等短期間正規雇用導入事業補助金等を受領し、これらは本来業務事業の事業収益として計上しております。

## 7. 収益業務に関する事項

### (1) 収益業務から一般会計への繰入の状況

該当事項はありません

### (2) 収益業務に係る資産及び負債の状況

該当事項はありません

8. 担保に供されている資産に関する事項

担保に供されている資産はありません。

9. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

記載対象となる金額の取引はありません。

(2) 個人である関係事業者

記載対象となる金額の取引はありません。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,116,293千円

11. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 賃貸借処理した所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する事項

	<u>リース料総額</u>	<u>未経過リース料</u>
その他の器械備品	74,709 千円	31,042 千円

(2) 基本財産に関する事項

	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)(注1)	当期末残高 (千円)
建物	3,387,452	27,551	182,255	3,232,748
土地	1,601,714	-	8,712	1,593,002

(注1)建物の当期減少額は除却額及び減価償却額であります。

12. 表示方法の変更

当事業年度より企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が適用されるため、新たに会計上の見積りに関する注記を記載しております。